

小美玉市告示第 165 号

平成 30 年 7 月豪雨による被災納税者に対する小美玉市税の申告、納付等の期限を延長することについて次のとおり告示する。

平成 30 年 8 月 29 日

小美玉市長 島田 穰一

小美玉市税条例(平成 18 年小美玉市条例第 54 号。以下「条例」という。)第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次の表に掲げる指定区域に住所、居所又は主たる事業所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が平成 30 年 7 月 5 日以降に到来するものについては、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

都道府県	指定区域
岡山県	岡山市北区、岡山市東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市及び小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡梅田町、安芸郡熊野町及び 安芸郡郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市及び西予市